

瀬戸市消防本部訓令第1号

消防本部

消 防 署

瀬戸市消防本部等決裁規程（昭和62年瀬戸市消防本部訓令第1号）の一部を次のように改正する。

令和4年3月11日

瀬戸市消防長 鈴木鉄馬

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後								改正前									
(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(6)まで <省略> (7) 副署長等 規則第8条第2項に規定する主幹並びに瀬戸市消防署組織規程(昭和61年瀬戸市消防本部告示第1号。以下「規程」という。)第9条第1項に規定する副署長、主幹、室長及び分署長をいう。 (8)及び(9) <省略> 別表第1 (第5条関係)								(定義) 第2条 この訓令において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。 (1)から(6)まで <省略> (7) 副署長等 規則第8条第1項に規定する主幹並びに瀬戸市消防署組織規程(昭和61年瀬戸市消防本部告示第1号。以下「規程」という。)第9条第1項に規定する副署長、主幹、室長及び分署長をいう。 (8)及び(9) <省略> 別表第1 (第5条関係)									
決裁区分    決裁事項	消防本部				消防署			備考	決裁区分    決裁事項	消防本部				消防署			備考
	消防長	消防次長	課長	主幹	消防署長	副署長、主幹、室長及び分署長				消防長	消防次長	課長	主幹	消防署長	副署長、主幹、室長及び分署長		
<省略>								<省略>									
職務に専念する義務の免除	消防次長、		<省略>	<省略>	<省略>		総務課長 合議	職務に専念する義務の免除	消防次長、		<省略>	<省略>	<省略>		消防課長 合議		
	消防署長、 総務課長、 予防課長及び 企画補佐								消防署長、 消防課長及び 企画補佐								

年次有給休暇	消防次長、 消防署長、 総務課長、 予防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		年次有給休暇	消防次長、 消防署長、 消防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
病気休暇、 特別休暇等	消防次長、 消防署長、 総務課長、 予防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>		総務課長 合議	病気休暇、 特別休暇等	消防次長、 消防署長、 消防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>		消防課長 合議	
時間外勤務 及び休日勤 務の命令	消防次長、 消防署長、 総務課長、 予防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		時間外勤務 及び休日勤 務の命令	消防次長、 消防署長、 消防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>		
出張 命令	国内	消防次長、 消防署長、 総務課長、 予防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	出張 命令	国内	消防次長、 消防署長、 消防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>	
	<省 略>	<省略>					<省略>	<省 略>	<省略>						<省略>	
<省略>			<省略>					<省略>				<省略>				

県外旅行届 の受理	消防次長、 消防署長、 総務課長、 予防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>									
県外旅行届 の受理	消防次長、 消防署長、 消防課長及 び企画補佐		<省略>	<省略>	<省略>	<省略>									
備考 1 <省略> 2 この表において、消防本部の欄「主幹」は、規則第8条第2項に規定するものを、消防署の欄「副署長、主幹、室長及び分署長」は、規程第9条第1項に規定するものをいう。 3 <省略>								備考 1 <省略> 2 この表において、消防本部の欄「主幹」は、規則第8条第1項に規定するものを、消防署の欄「副署長、主幹、室長及び分署長」は、規程第9条第1項に規定するものをいう。 3 <省略>							
別表第2（第5条関係） 1 消防本部								別表第2（第5条関係） 1 消防本部							
決裁区分				消防次長	総務課長	予防課長	決裁区分				消防次長	課長			
				決裁事項 消防手帳その他の身分証明書の交付	○							決裁事項 消防手帳その他の身分証明書の交付	○		
消防手帳その他の身分証明書の交付				○			消防手帳その他の身分証明書の交付				○				
消防吏員の貸与品の貸与及び返納					○		消防吏員の貸与品の貸与及び返納					○			
庁舎（分署の施設を除く。）の管理					○		庁舎（分署の施設を除く。）の管理					○			
建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第1項の同意（専用住宅を除く延床面積が300平方メートル未満の建築物及び専用住宅に係る同意に限る。）						○	建築基準法（昭和25年法律第201号）第93条第1項の同意（専用住宅を除く延床面積が300平方メートル未満の建築物及び専用住宅に係る同意に限る。）					○			

建築基準法第93条第4項の規定による通知の処理			○	建築基準法第93条第4項の規定による通知の処理			○
消防法（昭和23年法律第186号）第8条第2項及び第8条の2第2項の規定による届出の受理、同法第8条の2の2第1項の規定による報告の処理、同法第8条の2の3第1項の規定による認定並びに同条第5項の規定による届出の受理及び同法第36条第1項に規定する場合			○	消防法（昭和23年法律第186号）第8条第2項及び第8条の2第2項の規定による届出の受理、同法第8条の2の2第1項の規定による報告の処理、同法第8条の2の3第1項の規定による認定並びに同条第5項の規定による届出の受理及び同法第36条第1項に規定する場合			○
消防法第8条の2の5第2項の規定による届出の受理			○	消防法第8条の2の5第2項の規定による届出の受理			○
消防法第9条の3の規定による届出の受理			○	消防法第9条の3の規定による届出の受理			○
消防法第10条第1項ただし書に規定する承認			○	消防法第10条第1項ただし書に規定する承認			○
消防法第17条の2の3第4項及び第17条の3の2の規定による届出の受理、同法第17条の3の3の規定による報告の処理並びに同法第17条の14の規定による届出の受理並びに消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3第4項の規定による検査済証の交付			○	消防法第17条の2の3第4項及び第17条の3の2の規定による届出の受理、同法第17条の3の3の規定による報告の処理並びに同法第17条の14の規定による届出の受理並びに消防法施行規則（昭和36年自治省令第6号）第31条の3第4項の規定による検査済証の交付			○
消防法施行規則第3条第1項及び第51条の8第1項の規定による届出の受理並びに同規則第3条第11項（同規則第51条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による通報の処理			○	消防法施行規則第3条第1項及び第51条の8第1項の規定による届出の受理並びに同規則第3条第11項（同規則第51条の8第4項において準用する場合を含む。）の規定による通報の処理			○
消防法施行規則第4条の4第3項の規定による通			○	消防法施行規則第4条の4第3項の規定による通			○

知の処理				知の処理			
消防警戒区域立入許可証交付申請書、裸火使用等禁止行為解除申請書、火災予防上必要な業務に関する計画提出書、防火対象物使用開始届、炉等設置届、変電設備等設置届、ネオン管灯設備設置届、水素ガス充填気球設置届、煙火打上げ（仕掛け）届、催物開催届、露店等の開設届、指定洞道等届、少量危険物等貯蔵・取扱開始届、少量危険物等貯蔵・取扱変更届及び少量危険物等貯蔵・取扱廃止届の受理			○	消防警戒区域立入許可証交付申請書、裸火使用等禁止行為解除申請書、火災予防上必要な業務に関する計画提出書、防火対象物使用開始届、炉等設置届、変電設備等設置届、ネオン管灯設備設置届、水素ガス充填気球設置届、煙火打上げ（仕掛け）届、催物開催届、露店等の開設届、指定洞道等届、少量危険物等貯蔵・取扱開始届、少量危険物等貯蔵・取扱変更届及び少量危険物等貯蔵・取扱廃止届の受理			○
水張（水圧）検査申請書の受付及び当該検査済証の交付			○	水張（水圧）検査申請書の受付及び当該検査済証の交付			○
液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38条の3並びに第38条の10第1項及び第2項の規定による届出の受理			○	液化石油ガスの保安の確保及び取引の適正化に関する法律（昭和42年法律第149号）第38の3、第38の10第1項及び第38の10第2項の規定による届出の受理			○
備考 <省略>				備考 <省略>			
2 <省略>				2 <省略>			

附 則

この訓令は、令和4年4月1日から施行する。